

●香川県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年1月12日から同年2月2日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 道路の種類 県道（一般）

2 路線名 福田港神懸線（246号）

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
小豆郡小豆島町福田字近谷乙477番3 地先から 小豆郡小豆島町福田字近谷乙457番2 地先まで	11.5~41.0	228	平成14年香川県 告示第817号で 変更した区域の 一部

4 供用開始の期日 平成19年1月12日